

(平成17年4月1日施行)  
(平成18年5月1日改正)

日本酒造組合中央会

## 単式蒸留しょうちゆうの原産国表示に関する自主基準

この基準は、単式蒸留しょうちゆう及び単式・連続式蒸留混和しょうちゆうの原産国の表示に関して事業者が遵守すべき事項等を定め、消費者の信頼に応え、商品選択に必要な情報を正しく提供することを目的とする。

### 1 遵守すべき表示事項

#### (1) 原産国名の表示

事業者は、外国から輸入した単式蒸留しょうちゆうを国内において販売しようとするときは、単式蒸留しょうちゆう若しくは当該単式蒸留しょうちゆうの原料用酒類を保税地域から引き取る際に、関税法第67条に規定する輸入申告に記載する原産地に係る原産国名を表示する。

#### (2) 表示の方法

原産国名は、「原産国名」又は「原産国」の文字に続けて表示する。

この場合において、原産国名に続けて、当該酒類の生産地名を表示することとして差し支えない  
<表示例>

原産国名：〇〇

原産国： 〇〇(生産地名)

#### (3) 外国産単式蒸留しょうちゆうを使用したものの表示

国内において、国内産単式蒸留しょうちゆうと外国産単式蒸留しょうちゆうの両方を使用して製造した単式蒸留しょうちゆうについては、外国産単式蒸留しょうちゆうの原産国名及び使用割合を表示する。

この場合の使用割合とは、国内産単式蒸留しょうちゆうと外国産単式蒸留しょうちゆうをアルコール分100%換算した容量比(パーセント未満第1位四捨五入)をもって算出するものとし、表示に当たっては、「〇〇%使用」又は5%刻みによる数字(5%未満の端数切捨て)により「〇〇%以上〇〇%未満使用」と表示する。

<表示例>

外国産単式蒸留しょうちゆうを68%、国内産単式蒸留しょうちゆうを32%使用した場合  
「〇〇産単式蒸留しょうちゆう68%使用」又は  
「〇〇産単式蒸留しょうちゆう65%以上  
70%未満使用」

#### (4) 外国産しょうちゆうに連続式蒸留しょうちゆうを混和したものの表示

外国産単式蒸留しょうちゆうに連続式蒸留しょうちゆうを混和した「単式・連続式蒸留混和しょうちゆう」については、「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」と表示した上で、単式蒸留しょうちゆうの原材料及び混和割合の表示に併記して、原産国名を表示する。

この場合の「単式・連続式蒸留混和しょうちゆう」とは、酒税法施行規則第16条第1号の規定によって単式蒸留しょうちゆうと連続式蒸留しょうちゆうを混和するに当たって承認を受けたもののうち、単式蒸留しょうちゆうの純アルコール量が連続式蒸留しょうちゆうの純アルコール量を超えるものをいう。

<表示例>

「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」

原材料：単式蒸留しょうちゆう55%(麦、麦こうじ)

原産国：〇〇

連続式蒸留しょうちゆう45%(糖蜜、タピオカ、麦)

#### (5) 表示する場所

容器包装の見やすい場所に、邦文(算用数字及び慣用記号を含む。)で明瞭に表示する。

#### (6) 文字の大きさ

表示する事項の文字の大きさは、8ポイントの活字に該当する大きさを下回らないものとする。ただし、容量300ミリリットル以下の容器にあつては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

## 2 任意表示事項

### (1) 国内において再蒸留したものの取扱い

外国産単式蒸留しょうちゆうを輸入後に国内において再蒸留したものについて、再蒸留の事実を表示しようとするときは、原産国名を表示した上で、再蒸留した旨を表示することができる。

<表示例>

原産国：〇〇（国内で再蒸留）

### (2) 「しょうちゆう」の文字

「しょうちゆう」の文字は、「焼酎」と表示することができる。

### (3) 「単式蒸留しょうちゆう」、「連続式蒸留しょうちゆう」の文字

「単式蒸留しょうちゆう」の文字は、「しょうちゆう乙類」、「連続式蒸留しょうちゆう」の文字は、「しょうちゆう甲類」と表示することができる。

### (4) 「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」の文字

「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」の文字は、「しょうちゆう乙類甲類混和」と表示することができる。

## 附 則

この基準は平成18年5月1日より実施する。

ただし、実施日以前に販売容器に充填されている製品については適用しないこととする。